

ヴェルスパ大分サッカースクール規約

第1条 名称及び所在地

本スクールは、ヴェルスパ大分サッカースクールといい、本部を大分県大分市二又町3丁目1番14号 kyoei ビル内に置き、代表者は株式会社ヴェルスパ代表取締役（清原裕輔）が務める。

第2条 目的

1. サッカーを通して、健全な人間形成を図り、さまざまな分野で地域社会に貢献できる人材の育成を図る。
2. サッカーの正しい技術・戦術の習得、バランスの良い身体能力の向上を図る。

第3条 構成

本スクールの趣旨に賛同するもので、保護者の同意を得た者とする。

第4条 選手及び保護者の義務

1. スポーツ安全傷害保険への加入。
2. 所属費の納入。
3. 本スクール指定のトレーニングウェア等のイクイプメントの購入費用。
4. 本スクールの活動中及び往復中の事故については、全て報告すること。
5. 選手及び保護者は、本規約または誓約書の内容に違反した場合は、いかなる処分も受けること。

第5条 所属費

1. 入会金 5,000円
2. 年会費 5,000円 <スポーツ傷害保険料、運営雑費他>
3. 月会費 小学生 4,730円 <税込 月会費：4,300円+消費税>
未就園児 3,300円 <税込 月会費：3,000円+消費税>
※小学生対象：兄弟での入会の場合、1,000円引きとなります。（年会費の割引はありません）
4. 退会または休会する場合は、前月の10日までに申し出て、退会・休会届を提出しなければならない。
5. 会費は毎年必要に応じて見直し検討する。
6. 一旦納入した年会費、月会費の払い戻しは原則として行なわれない。

第6条 スポーツ傷害保険

万一、本スクールの活動中の選手にスポーツ傷害が発生した場合には、「スポーツ安全傷害保険」を適用する。
なお、保険の入会手続き（契約）については本スクールが行う。

第7条 負傷時の処置と免責

選手が本スクールの練習中、または試合中に負傷等した場合には、応急処置を施す。
ただし、その後の治療、通院、入院等については、加入の傷害保険の範囲内で適応を受ける。

第8条 除名

本スクールは、本規約に違反、名誉を損なう等、選手としてふさわしくないと判断された者を退団させることができる。

第9条 休止・閉鎖

本スクールの活動は、天災地変、社会情勢の変化、その他、通常の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休会、もしくは閉鎖することができる。

第10条 規約の改定

本スクールは、必要に応じ随時、本規約を改訂することができる。

第11条 個人情報

1. 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本スクールの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
2. 本スクールの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本スクールに帰属するものとする。この記録物は株式会社ヴェルスパとヴェルスパ大分の広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することができる。

第12条 発効

本規約は、2022年4月1日より発効する。